

船舶事故調査報告書

平成24年9月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突（定置網）
発生日時	平成24年3月19日 02時40分ごろ
発生場所	島根県松江市恵曇漁港北東方沖 松江市所在の恵曇灯台から真方位054°42.6m付近 （概位 北緯35°32.7′ 東経132°58.3′）
事故調査の経過	平成24年3月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八十泰然丸、75トン 127275、有限会社興祥水産 34.10m×5.80m×2.30m、鋼 ディーゼル機関、507kW、昭和60年7月15日
乗組員等に関する情報	船長 男性 49歳 六級海技士（航海） 免許年月日 平成20年7月22日 免状交付年月日 平成20年7月22日 免状有効期間満了日 平成25年7月21日
死傷者等	なし
損傷	船体 プロペラ先端部に曲損 定置網 定置網固定用ロープ切損
事故の経過	本船は、船長ほか6人が乗り組み、平成24年3月17日11時00分ごろ恵曇漁港を出港し、島根県隠岐諸島周辺で底引き網漁を行ったのち、3月18日20時00分ごろ島根県島後東方沖から恵曇漁港に向けて対地速力約7.5ノットで自動操舵により南西進した。 船長は、島根県松江市多古鼻沖付近で約2°針路を変えたのち、床に座った状態で当直を続けるうち、居眠りに陥った。 本船は、恵曇漁港北東方沖に設置されていた定置網に向けて航行を続け、翌19日02時40分ごろ恵曇灯台から真方位054°42.6m付近に設置された定置網に衝突し、プロペラ軸に定置網の固定用ロープが絡んで自力航行できなくなった。 船長は、海上保安部に救助を求め、乗組員全員が海上保安庁により救助されたのち、本船は、当日、恵曇漁港にえい航された。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 北、風力 5、視界 良好 海象：波高 約2m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本船の航海当直や操業中の操船を1人で行っており、短時間の睡眠を小刻みにとるのみであり、睡眠不足になっていた。</p> <p>船長は、本事故当時は波が高く、小型船が航行している可能性は低いただろうと思っていた。</p> <p>本船は、タイマー式の居眠り防止援助装置が設置されていたが、船橋内で寝ていた乗組員を起こさないようにスイッチを切っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、恵曇漁港北東方沖を同漁港へ向けて航行中、単独で船橋当直中の船長が、多古鼻沖付近で左に約2°針路を変えたのち、居眠りに陥ったことから、恵曇漁港北東方沖に設置された定置網に向けて航行し、同定置網に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、睡眠不足であったこと、及び前方に他船が認められなかったため床に座って当直を続けるうち気が緩んだことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、恵曇漁港北東方沖を同漁港へ向けて航行中、単独で船橋当直中の船長が、多古鼻沖付近で左に約2°針路を変えたのち、居眠りに陥ったため、恵曇漁港北東方沖に設置された定置網に向けて航行し、同定置網に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、長時間の航海をする場合には他の乗組員と交替し、休息を取ることを。 ・航海中は、居眠り防止援助装置を常に作動させておくこと。